

水源の森林づくり事業（水源林長期施業受委託事業）

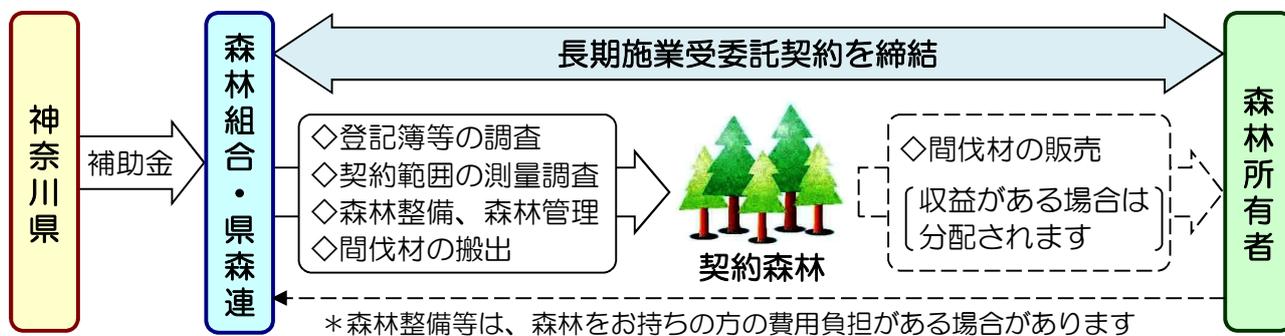
水源の森林エリア内では、県森林組合連合会（県森連）、森林組合、意欲と能力のある林業経営者が、森林をお持ちの方と長期施業受委託契約を結んで行う森林の整備・管理を支援しています。施業を集約して効率化を進め、また間伐材等の森林資源の活用を図ることで、適切な管理の持続を目指す制度です。

- **対象エリア** 水源の森林エリアが対象です。
- **対象森林** 林道等から概ね200m以内のスギ・ヒノキの人工林が対象です。（すでに協力協約を締結している森林も対象となります。）
- **対象面積** 1団地1ヘクタール以上(10,000㎡以上)が対象です。
* 複数人の土地で、1団地1ヘクタール以上とした場合も対象となります。

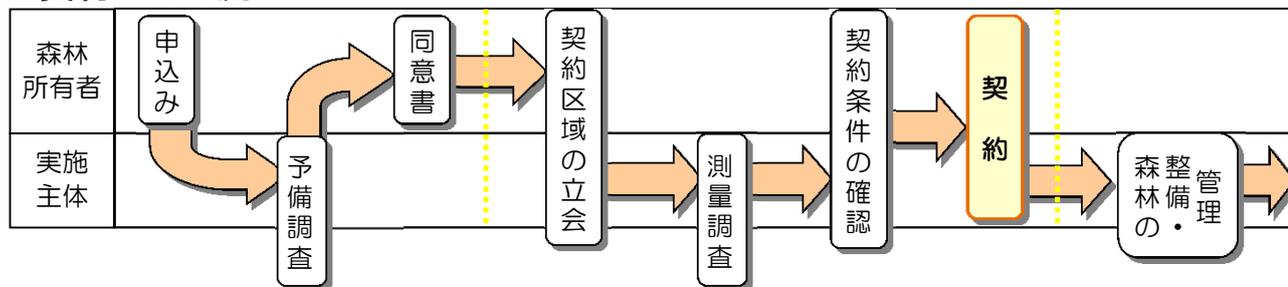
○ 長期施業受委託事業(契約)の概要

- ・ 事業実施主体（県森連、森林組合、意欲と能力のある林業経営者）が、契約範囲の立会や測量・調査を行い、契約期間10年～20年間の長期施業受委託契約を、森林をお持ちの方と締結します。
- ・ 契約に基づき、健全な人工林を目標とし、実施主体が、間伐などの森林整備や管理を行い、県はその費用に対して支援を行います。
- ・ 間伐した木（間伐材）が利用できるときは、実施主体が間伐材を搬出して販売し、収益がある場合は、実施主体から森林をお持ちの方に分配されます。

○ 長期施業受委託事業の仕組み



○ 契約までの流れ



- ◆ 「水源の森林づくり事業(水源林長期施業受委託事業)」の詳細については、県森連、地元の森林組合、意欲と能力のある林業経営者にお問合せください。（12ページをご覧ください。）

〔 県へのお問合せは、神奈川県庁 水源環境保全課 水源の森林推進グループ（電話 045-210-1111） 〕